

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成21年10月

栃木県人事委員会



人委第122号

平成21年10月14日

栃木県議会議長 青木克明様

栃木県知事 福田富一様

栃木県人事委員会

委員長 平間幸男

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告

1	給与勧告制度の基本的な考え方	1
2	職員給与の状況	2
3	民間給与の状況	3
4	職員給与と民間給与との比較	5
5	物価及び生計費	6
6	国及び他の都道府県との比較	7
7	人事院勧告等の概要	7
8	むすび	8
	【職員の給与】	8
	【公務運営に関する課題】	13
	【給与勧告実施の要請】	18

別紙第2	勧告	19
------	----	----

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）及び栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するとともに、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等、職員の給与決定のための必要な諸条件並びに職員の勤務条件等について調査研究を行ってきたところであり、その概要を次のとおり報告する。

1 給与勧告制度の基本的な考え方

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、民間企業における労使交渉等に代わるものとして、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。また、職員の給与は、地方公務員法の規定により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、県内民間事業所における従業員の給与等の事情を考慮して定めなければならないものとされている。

本委員会は、社会経済情勢全般の動向などを踏まえながら、職員に対して適正な給与が確保されるよう、公民の給与を精確に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本に給与勧告を行ってきている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、公務と民間の同職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢などを同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方

式)を行っている。

本委員会が民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員の給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であること、職員も勤労者であり、適正な給与の確保が必要であることなどから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であると考えられるからである。

このような給与勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤であると考えらる。

2 職員給与の状況

本委員会が本年4月1日時点で在職する職員について実施した「平成21年職員給与実態調査」の結果によると、職員数は24,530人であって、その従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、事務職、研究職、医療職、技術職、公安職及び教育職の7種11給料表の適用を受けている。

これらの職員のうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表及び事務職給料表の適用者(本年4月1日付け新規学卒の採用者を除く。以下「行政職員」という。)は5,621人であって、その平均年齢は44.4歳、平均経験年数は21.6年、男女別構成は男70.8%、女29.2%、学歴別構成は大学卒63.9%、短大卒10.2%、高校卒25.8%、中学卒0.1%となっており、本年4月におけるその平均給与月額(所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の強い通勤手当等を除く給料、扶養手当、給料の特別調整額、地域手当、住居手当等の給与(比較給与)の平均月額)は393,280円となっている。

また、教員、警察官等を含めた職員全体の平均年齢は43.1歳、平均経験年数は21.1年、男女別構成は男59.0%、女41.0%、学歴別構成は大学

卒77.4%、短大卒10.2%、高校卒12.4%、中学卒0.0%となっており、本年4月におけるその平均給与月額は402,771円となっている。

なお、本年4月現在、職員の給与については、職員の給与の特例に関する条例（平成18年栃木県条例第5号。以下「特例条例」という。）により減額措置が実施されているところであり、この減額措置適用後においては、行政職員の平均給与月額は392,582円、職員全体の平均給与月額は402,263円となっている。

（参考資料 1 職員の給与関係 参照）

3 民間給与の状況

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所803（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した170の事業所を対象に、「平成21年職種別民間給与実態調査」を実施した。この調査では、公務の行政職員と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約5千人及び研究員、医師等56職種の約1千人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた所定内給与及び所定外給与の月額等を実地に詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても調査した。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、86.5%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

その主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 本年の給与改定の状況

ア 初任給与の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で27.9%（昨年24.9%）、高校卒で19.9%（同23.8%）となっているが、そのうち、大学卒で89.1%（同50.0%）、高校卒で87.6%（同58.9%）の事業所で、

初任給は据置きとなっており、据置きの事業所の割合が昨年に比べて大幅に増加している。

(参考資料第11表)

イ 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は14.8%（昨年34.0%）となっており、昨年に比べて大幅に減少している。他方、ベースダウンを実施した事業所の割合も2.2%（昨年該当なし）にとどまっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は73.4%となっており、昨年（84.0%）に比べて減少している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が14.9%と昨年（32.0%）に比べて減少しているのに対し、減額となっている事業所の割合は19.5%と昨年（5.2%）に比べて増加している。

(参考資料第13表・第14表)

(2) 雇用調整の実施状況等

民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、厳しい経営環境を背景として、平成21年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は61.3%となっている。雇用調整の措置内容をみると、残業の規制（39.4%）、非正規社員の契約更新の中止・解雇（29.8%）、採用の停止・抑制（27.1%）の順になっている。

さらに、本年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所は、一般の従業員（係員）について5.8%、管理職（課長級）について17.3%となっており、当該事業所における平均減額率は、一般の従業員（係員）について4.2%、管理職（課長級）について6.4%となっている。

(参考資料第16表・第17表)

このように、本年の給与改定の状況及び雇用調整の実施状況等をみると、

民間企業においては、人員の縮小、経費の縮減、残業の抑制等様々な取組を行いつつ、給与についても、一部の事業所において、昇給の抑制や賃金カットなどの措置が行われている。

(参考資料 2 民間の給与関係 参照)

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている行政職員、民間においては行政職員と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあっては比較給与の月額、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

なお、現在、特例条例による減額措置が行われているが、これについては時限的かつ特例的に実施されていることから、民間給与と比較する職員給与については、特例条例による減額措置がないものとした場合の職員給与により、公民較差を算出した。

その結果、職員給与が民間給与を1,034円（0.26%）上回っていた。

職員給与と民間給与との較差

民間給与	職員給与	較 差 〔 $\frac{\quad}{\quad} \times 100$ 〕
392,246円	393,280円	1,034円 (0.26%)

- (注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 減額措置後の職員給与（392,582円）で見ると、職員給与が民間給与を336円（0.09%）上回っている。

(2) 特別給（ボーナス）

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給額は、下半期（昨年8月から本年1月まで）においては前年に比べわずかな減少（事務・技術等従業員の場合、対前年同期比0.07月分減）にとどまっていたが、上半期（本年2月から7月まで）において大幅に減少（事務・技術等従業員の場合、対前年同期比0.29月分減）した結果、年間で所定内給与月額4.15月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50月）が民間事業所の特別給を0.35月分上回っていた。

（参考資料第23表）

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で0.1%減、宇都宮市で0.4%増となっている。

（参考資料 3 労働経済関係 参照）

(2) 標準生計費

本委員会が「全国消費実態調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における宇都宮市の1人世帯の標準生計費は113,869円、「家計調査」（総務省）を基礎に算定した同月における宇都宮市の2人世帯から4人世帯までの標準生計費はそれぞれ145,149円、175,368円及び205,588円と

なっている。

(参考資料 4 生計費関係 参照)

6 国及び他の都道府県との比較

「平成20年地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月1日現在における国家公務員の行政職俸給表(一)適用者とこれに相当する本県職員との俸給(給料)を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、101.5となっている。また、各都道府県のラスパイレス指数の状況は、参考資料第27表のとおりである。

7 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月11日、国会及び内閣に対し、国家公務員の一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行い、公務員人事管理について報告を行うとともに、併せて、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。その概要は、参考資料6「人事院勧告等の概要」のとおりである。

本年は、官民の給与較差を考慮して、4年ぶりに月例給の引下げ改定を行うとともに、期末手当・勤勉手当の支給月数についても、民間の支給割合に見合うよう、0.35月分引き下げることとしている。

8 むすび

以上に報告した諸情勢を踏まえ、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について総合的に検討した結果、次のとおり、本委員会としての意見を表明する。

【職員の給与】

(1) 本年の給与の改定

前記のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を1,034円(0.26%)上回っていることが判明した。これは、厳しい経営環境の下、本年の春季賃金改定期において、一部の民間事業所で昇給の抑制、賃金カットなどの措置がとられたことなどによるものと考えられる。

本委員会は、このような民間における給与改定等の状況、職員給与と民間給与との較差、物価及び生計費の状況、さらに国及び他の地方公共団体の職員の給与等地方公務員法に定める給与決定の諸条件を総合的に勘案した結果、職員の給与等について、次のとおり所要の改定を行うことが適当であると判断した。

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

行政職給料表については、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、人事院勧告に準じて引下げ改定を行うこととする。改定に当たっては、基本的に各給料月額について公務と民間の給与較差率と同程度の平均0.2%の引下げとするが、初任給など若年層の給与引下げを行うことは適当ではないことから、1級から3級までの一部の給料月額については引下げを行わないこととする。一方、管理職層である7級以上については、一般職員を上回る平均0.3%の引下げとする。また、給料月額について上記の改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18

年栃木県条例第10号)附則第7条及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成18年栃木県条例第18号)附則第6条の規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額についても、改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引き下げることとし、その引下げ後の額は、人事院勧告に準じて、当該算定基礎となる額に100分の99.76を乗じて得た額とする。

この改定により、行政職員に係る給料月額及び経過措置額の合計額(本年4月現在、平均361,089円)は、平均731円(0.2%)の減となる。このほか、地域手当など給料の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することにより、平均で17円の減となる。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行うこととする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、給料月額及び経過措置額の引下げ改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(一)については、県の医療施設等に勤務する医師の適切な給与水準を確保する観点から、人事院勧告に準じて引下げ改定は行わないこととする。また、任期付研究員給料表(若手育成型)についても、若手研究者を対象とした給料表であることから、人事院勧告に準じて引下げ改定は行わないこととする。特定業務任期付職員給料表についても、その水準が一般職員を大きく下回っている(行政職給料表では、最大で54,100円(9級)下回っている。)ことから、引下げ改定は行わないこととする。

イ 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当については、本年の民間給与との較差を踏まえ、アの給料表の引下げ改定と併せ、その支給月額を600円引き下げることとする。

この改定により、行政職員に係る住居手当の平均受給額5,479円は、269円（4.9%）の減となる。

なお、自宅に係る住居手当については、今後の民間及び他の都道府県の動向等を注視し、本県の実情等を踏まえ、その見直しについて検討することとする。

ウ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.35月分引き下げ、4.15月分とすることとする。本年度については、6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）を支給しないこととするとともに、引下げ月数から当該凍結分に相当する月数（0.2月分）を減じた月数（0.15月分）を12月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこととする。来年度以降の取扱いについては、人事院勧告における取扱い、本年の職員の6月期の支給状況及び民間の特別給の支給状況等を参考に、6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることとする。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様とする。

エ 超過勤務手当の支給割合等

超過勤務手当については、時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法（昭和22年法律第49号）の改正を踏まえ、人事院勧告に準じて、超過勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）が1箇月について60時間を超えた場合には、当該超えた超過勤務に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額に引き上げることとする。

なお、人事院は、同法の改正を踏まえ、当該支給割合の引上げ分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（代替休）を指定することができる制度の導入について勧告し

たところであり、本県における当該制度に相当する制度の導入についても、今後の法改正の動向等に留意し、適切に対応する必要がある。

オ 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための条例の規定は、職員と民間の給与を年間で均衡させるための所要の調整措置を人事院勧告に準じて講ずることとした上で、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、超過勤務手当の支給割合の改定については、平成22年4月1日から施行することとする。

職員と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で職員と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが情勢適応の原則にもかなうものである。

この年間調整については、施行後速やかに調整が行われる必要があるが、月例給は月々の生活に充てられるものであることからすれば、特別給としての期末手当で行うことがより適切と考えられる。そこで、月例給の引下げ改定を行った平成15年及び平成17年と同様、本年12月期の期末手当の額において、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の較差相当分について制度的に調整するよう所要の措置を講ずることとする。しかしながら、本年は行政職給料表の場合、1級から3級までのうち若年層の給料月額について人事院勧告に準じて引下げを行わないこととしたことからすれば、これらの者については較差相当分については、調整を行うことは適当ではない。このため、本年

の調整は、民間給与との比較に基づいて算出される較差率（本年の場合、0.26%）に代えて、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員によって行政職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率（調整率）によって行うことが適当である。

具体的な調整方法としては、人事院勧告に準じて、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（行政職員全体に係る民間給与との較差の合計額を、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率）0.27%を乗じて得た額に、本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年6月に支給された特別給の額に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(一)、任期付研究員給料表（若手育成型）及び特定業務任期付職員給料表を除き、行政職給料表と同様の調整を行うこととする。

(2) 給与構造改革の進捗状況等

本委員会は、平成17年の勧告時の報告において、年功的な給料構造の見直し、勤務実績に応じた給与制度等を柱とする給与制度全般にわたる給与構造改革の全体像を示し、これに従って平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施してきている。来年度には、地域手当の支給割合が本来の支給割合となる。

なお、勤務実績の給与への反映についても、平成17年度から試行されている「人事評価システム」の成果を活用しながら、一層積極的な取組を進めることが必要である。

また、平成23年度以降の取組については、国及び他の都道府県の動向等を注視し、検討を進めることが必要である。

(3) 教員給与の見直し

国においては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和49年法律第2号）に基づく教員給与の優遇措置分の縮減及びメリハリをつけた教員給与体系の構築のため、教員給与全般にわたる見直しが進められているところである。

本県においても、国の検討結果等を踏まえ、教育職給料表について、本年4月から新たに設置された主幹教諭の職務及び職責に応じた新たな級を設置するとともに、義務教育等教員特別手当の縮減及び教員特殊業務手当の増額を行うなど、教員給与の見直しに取り組んできたところである。

今後も、国及び他の都道府県の動向等に留意し、本県の実情等を踏まえ、教員給与の見直しに取り組んでいく必要がある。

【公務運営に関する課題】

(1) 公務員倫理の徹底

公務員倫理の徹底については、これまでも繰り返し言及してきているが、依然として、公務全体に対する県民の信頼を損なわせ、公務員不信の風潮を広めかねないような職員の不祥事が後を絶たない状況にあることは、甚だ遺憾である。

任命権者にとっては、職員に対し、「全体の奉仕者」としてふさわしい態度・行動が求められる公務員であることを強く自覚させ、法令・規律の遵守、不正の排除の徹底はもとより、疑いや誤解を招く行動を厳に慎むよう指導を強化し、不祥事の防止に努めることが重要である。

また、職員個々においても、自らの行動が公務、公務員全体への信頼に大きな影響を及ぼす可能性があることを常に強く認識し、不正を許さ

ない鋭敏な感覚と堅固な意志をもって、自らの行動を厳しく律していく必要がある。

(2) 勤務環境の整備

職員が、持てる能力をいかんなく発揮し、公務員としての責務を全うするためには、職員一人ひとりが心身ともに充実した状態で、自らの職務に存分に打ち込むことのできる良好な勤務環境を整えていくことが重要である。

このため、県としては、以下の点に特に重点的に取り組んでいく必要がある。

ア 仕事と生活の両立支援

本県では、職員の仕事と生活の両立を支援するため、子育ての各段階における支援を始め、職員それぞれのライフスタイルに合った多様な働き方が可能となる取組を推進しているところである。

本年7月に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）が改正され、民間労働者に関し、子の養育又は家族の介護を行うための環境がより一層整備されることとなった。

人事院においては、同法の改正を踏まえ、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出をしたほか、短期介護休暇の新設等仕事と生活の両立支援の取組を一層推進する内容の報告をしたところである。

本県においても、これらの動向を踏まえ、今後、仕事と生活の両立の推進を図る観点から、育児休業制度、短期介護休暇制度、子の看護休暇制度について、一層の拡充を検討していく必要がある。

イ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、公務能率の向上の観点はもとより職員の心身の健康保持の上からも、積極的に取り組むべき重要な課題である。

これまで、本県では、年間総実勤務時間1,900時間の達成を目標に掲げ、事務処理の効率化、「目安時間制度」の適正な運用を図るとともに、年次休暇の計画的取得を推進するなど様々な取組を進めてきたところであり、加えて、平成18年度からは超過勤務の縮減を目的としたモデル事業にも取り組んでいるところである。これらの取組の結果、年間総実勤務時間はわずかながら減少しているものの、目標である1,900時間は達成できていない状況にある。

総実勤務時間の短縮のためには、すべての職員が当事者であるとの認識を共有し、職場が一体となって取り組むことが不可欠である。特に、任命権者や管理監督者においては、職員の超過勤務状況の管理を徹底するとともに、職員の勤務時間に対する意識の改革と事務量に応じた職員配置や業務配分の見直しなど、状況に即し適切に対応していくことが重要である。また、各職員においても、コスト意識を持って効率的な業務執行を心がけ、日頃から仕事の内容や進め方を見直し、業務改善に努めることが必要である。

ウ メンタルヘルス対策

職員の心身の健康は公務を遂行する上でその土台となるものであり、とりわけ心の健康は的確かつ効率的な職務の遂行はもとより、職員やその家族が充実した生活を送る上でも極めて重要である。

こうした観点から、任命権者においては、これまで、メンタルヘルスに関する情報の提供や相談体制等の整備、復職者への相談支援等の各種施策を体系的に実施してきたところであるが、残念ながら心の病が原因で長期の傷病休暇・休職に入る職員の数は増加傾向にあり、職員の心の健康管理にこれまで以上に積極的に取り組んでいくことが求められる。

メンタルヘルス対策においては、不幸にして心の健康を害することとなった職員に対する適切・丁寧なケアが大切であることは言うま

でもないが、そうした状況に至る以前の、予防や早期発見が極めて重要である。

今後とも、管理監督者においては、職員の勤務状況の把握や職員との円滑なコミュニケーションの確保に努める一方、職員においても、メンタルヘルスについての理解を深めるとともに、心身の変調を自覚した場合には、メンタルヘルスに関する各種施策を積極的に利用するなど、早期に、適切に対処することが重要である。

(3) 人材の育成・活用

ア 人事評価制度の整備

厳しい社会経済情勢の中、限られた行財政資源のもとで、複雑化・多様化する住民のニーズに適切に対応していくためには、公務運営の効率化・活性化を図り、組織としての力を高めていく必要がある。これを着実に進めていく上では、能力・実績に基づく人事管理を推進することが重要であり、そのためには職員の職務遂行能力や勤務実績を的確に把握し、適正に評価することが基本となる。

任命権者においては、職員の能力開発・人材育成を目的として人事評価システムの試行を継続しているが、今後は、国の動向を見極めながら、評価結果の任用や給与への活用に向けて、評価の客観性・安定性を確保しつつ、信頼性や納得性の高いシステムの整備を進めていく必要がある。

イ 女性職員の職域の拡大・登用の推進

女性職員の比率は、男女雇用機会均等法施行以降、漸増傾向にあり、職域の拡大が進むとともに昇任者数も増加し、県行政の各分野で重要な位置を占めつつある。このことは、男女共同参画社会の実現の観点のもとより、多様化する県民のニーズに対応した政策立案の観点からも望ましいことである。

任命権者においては、今後とも女性職員の能力開発や計画的な人材

育成を進めるとともに、各分野において有為な人材の積極的な登用に努めていくことが重要である。

ウ 有為な人材の確保への取組

将来の県政を担い、複雑・多様化する行財政課題に適切に対応できる有為な人材を確保していくためには、専門性や応用能力に加え、公務員としての使命感と責任感にあふれた若者たちの受験を促していく必要があると考える。

本県においては、これまでも公務の魅力や県職員としてのやりがいを理解してもらうため、採用試験説明会の拡充やインターンシップの実施などに取り組んでいるが、今後は、さらに職種ごとに職務の内容をより具体的にわかりやすく伝えるなどの工夫により、受験者の掘り起こしに向けた募集活動の充実を図る必要がある。

(4) 高齢期の雇用問題への対応

ア 65歳定年制に向けた検討

公務においても、雇用と年金の連携を図り、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できる環境を整備する必要があることから、国においては、平成25年度から段階的に国家公務員の定年年齢を65歳に引き上げるべき旨を明言した「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」の最終報告を受け、今後、これに関する条件を整えるため、具体的な課題の検討を進めていくこととしている。

県においては、今後、国の動向を注視しながら、具体的な制度の整備に伴う課題などについて総合的な人事管理の観点から検討を進めていく必要がある。

イ 再任用制度の積極的な活用

組織の中核を担ってきた経験豊富な職員が多数定年退職する時期を迎え、今後、組織としての職務遂行に影響を及ぼす事態がますます懸念される。

任命権者においては、公務能率の維持・向上と人材活用の視点から、再任用制度の活用を進めているところであるが、高齢期における多様な働き方を可能にするという観点からも、再任用短時間勤務制度も含め、再任用制度の積極的な活用を一層進めていく必要がある。

【給与勧告実施の要請】

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

県議会及び県知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次のとおり、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）、栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第3号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号）、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例及び栃木県公立学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表(一)を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する手当の月額を3,900円とすること。

イ 超過勤務手当について

正規の勤務時間外にした勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その60時間を超えた時間に対しては、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成21年12月期以降の支給割合

a b以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とすること。

(イ) 平成22年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.35月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分及び1.3月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.75月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.45月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の特定任期付職員給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第10号）及び栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員、特定業務任期付職員又は第2号任期付研究員（以下

「減額改定対象外職員」という。)以外の職員である者にとっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
教育職給料表(一)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	特2 級	1号給から4号給まで
	1 級	1号給から52号給まで

教育職給料表(二)	2 級	1号給から44号給まで
	特2級	1号給から4号給まで
特定任期付職員給料表	-	1号給
第1号任期付研究員に適用される給料表	-	1号給

5 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(2)のイ及びウの(1)、2の(2)のイ並びに3の(2)のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

(2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア又は3の(2)のアによる改定後の額（以下「基準額」という。）から、ア及びイに掲げる額の合計額（同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にあつては、アに掲げる額）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

ア 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日（これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日））において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を

含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び教職調整額の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

イ 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

別記第 1

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300

	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
再任職員以外の職員	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
	75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
	76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100				
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500					
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200					
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900					
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400					
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100					
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800					
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500					

85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000					
86	239,700	295,900	344,700	386,100						
87	240,400	296,300	345,200	386,700						
88	241,100	296,700	345,700	387,300						
89	241,900	297,000	346,100	388,000						
90	242,400	297,400	346,600	388,600						
91	242,900	297,800	347,100	389,200						
92	243,400	298,200	347,600	389,800						
93	243,700	298,400	347,900	390,500						
94		298,800	348,400							
95		299,200	348,900							
96		299,600	349,400							
97		299,800	349,700							
98		300,200	350,200							
99		300,600	350,700							
100		301,000	351,200							
101		301,200	351,500							
102		301,600	351,900							
103		302,000	352,300							
104		302,400	352,700							
105		302,600	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,400	354,000							
108		303,800	354,400							
109		304,000	354,900							
110		304,400	355,300							
111		304,800	355,700							
112		305,200	356,100							
113		305,400	356,600							
114		305,800								
115		306,200								
116		306,600								
117		306,800								
118		307,100								
119		307,400								
120		307,700								
121		308,100								
122		308,400								
123		308,700								
124		309,000								
125		309,400								
再任職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

公安職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,300	409,800	435,300	458,900	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300	

再任用職員

49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000
50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,400	461,700
51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400
52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100
53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800
54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500
55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200
56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900
57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600
58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300
59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000
60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700
61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400
62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800	
63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400	
64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000	
65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700	
66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300	
67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900	
68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500	
69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200	
70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800	
71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400	
72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000	
73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700	
74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300	
75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900	
76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500	
77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200	
78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000		
79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600		
80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200		
81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800		
82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400		
83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000		
84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600		
85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200		
86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900			
87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500			
88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100			
89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700			
90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300			
91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900			
92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500			
93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100			
94	303,000	327,200	355,400	390,400				
95	304,300	328,600	356,900	391,000				
96	305,600	330,000	358,400	391,600				
97	306,700	331,400	359,800	392,100				
98	307,900	332,800	361,000	392,700				
99	309,100	334,200	362,200	393,300				
100	310,300	335,600	363,400	393,900				

101	311,500	337,100	364,700	394,400					
102	312,600	338,400	365,800	395,000					
103	313,700	339,700	367,000	395,600					
104	314,800	341,000	368,200	396,200					
105	315,800	342,200	369,500	396,700					
106	316,500	343,300	370,100	397,200					
107	317,200	344,400	370,700	397,700					
108	317,900	345,500	371,300	398,200					
109	318,600	346,700	372,000	398,600					
110	319,300	347,700	372,600	399,100					
111	320,000	348,700	373,200	399,600					
112	320,700	349,700	373,800	400,100					
113	321,500	350,800	374,300	400,500					
114	322,300	351,800	374,900	401,000					
115	323,100	352,800	375,500	401,500					
116	323,900	353,800	376,100	402,000					
117	324,500	354,900	376,600	402,400					
118	325,300	355,500	377,200	402,900					
119	326,100	356,100	377,800	403,400					
120	326,900	356,700	378,400	403,900					
121	327,600	357,200	378,800	404,300					
122	328,100	357,700	379,400	404,800					
123	328,600	358,200	380,000	405,300					
124	329,100	358,700	380,600	405,800					
125	329,400	359,200	381,100	406,200					
126		359,700	381,600						
127		360,200	382,100						
128		360,700	382,600						
129		361,200	382,900						
130		361,700	383,400						
131		362,200	383,900						
132		362,700	384,400						
133		363,200	384,700						
134		363,700	385,200						
135		364,200	385,700						
136		364,700	386,200						
137		365,000	386,500						
138		365,400	387,000						
139		365,900	387,500						
140		366,400	388,000						
141		366,700	388,300						
142		367,200							
143		367,700							
144		368,200							
145		368,500							
再任職員	240,200	252,100	256,400	292,600	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100

備考 この表は、警察官に適用する。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	382,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	385,000
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	387,700
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	390,400
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	393,100
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	395,600
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	398,200
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	400,800
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	403,500
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	406,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	408,700
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	411,300
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	413,700
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	416,200
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	418,700
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	421,200
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	423,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	425,900
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	428,300
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	430,700
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	433,000
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	435,300
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	437,600
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	439,800
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	442,000
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	444,000
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	446,000
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	448,000
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	450,000
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	451,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	453,600
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	455,400
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	457,200
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	458,700
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	460,200
	36	198,100	272,500	355,300	402,000	461,700
	37	199,800	274,700	356,700	403,700	463,200
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	464,600
	39	203,600	278,500	359,500	406,900	466,000
	40	205,500	280,400	360,900	408,500	467,400

	41	207,500	282,100	362,100	410,100	468,600
	42	209,400	283,400	363,400	411,700	469,400
	43	211,300	284,700	364,700	413,300	470,200
	44	213,200	286,000	365,900	414,900	471,000
	45	215,100	287,000	367,200	416,500	471,800
	46	217,100	288,300	368,500	418,100	472,600
	47	219,100	289,600	369,800	419,700	473,400
	48	221,100	290,900	371,100	421,300	474,200
	49	222,900	292,300	372,200	422,700	475,000
	50	224,900	293,600	373,500	424,200	475,800
	51	226,900	294,900	374,800	425,700	476,600
	52	228,900	296,200	376,100	427,200	477,400
	53	230,700	297,400	377,200	428,700	478,200
	54	232,700	298,700	378,300	430,100	478,900
	55	234,700	300,000	379,400	431,500	479,700
	56	236,700	301,300	380,500	432,900	480,500
	57	238,400	302,400	381,400	434,100	481,300
	58	239,900	303,600	382,300	435,500	
	59	241,300	304,800	383,200	436,900	
再任用職員以外職員	60	242,800	306,000	384,100	438,300	
	61	244,100	307,100	384,800	439,400	
	62	245,500	308,200	385,700	440,400	
	63	246,900	309,300	386,600	441,400	
	64	248,300	310,400	387,500	442,400	
	65	249,800	311,600	388,200	443,300	
	66	251,200	312,700	389,000	444,200	
	67	252,600	313,800	389,800	445,100	
	68	254,000	314,900	390,600	446,000	
	69	255,300	316,100	391,400	446,700	
	70	256,800	317,200	392,100	447,600	
	71	258,300	318,300	392,800	448,500	
	72	259,800	319,400	393,500	449,400	
	73	261,200	320,500	394,300	450,100	
	74	262,600	321,600	395,000		
	75	264,000	322,700	395,700		
	76	265,400	323,800	396,400		
	77	266,500	324,900	397,200		
	78	267,800	325,900	397,900		
	79	269,100	326,900	398,600		
	80	270,400	327,900	399,300		
	81	271,800	329,000	400,000		
	82	273,100	329,800	400,700		
	83	274,400	330,500	401,400		
	84	275,700	331,300	402,100		

	85	276,900	332,200	402,700		
	86	278,200	332,800	403,400		
	87	279,500	333,400	404,100		
	88	280,800	334,000	404,800		
	89	281,900	334,400	405,400		
	90	283,100	335,000			
	91	284,300	335,600			
	92	285,500	336,200			
	93	286,600	336,600			
	94	287,600	337,100			
	95	288,600	337,600			
	96	289,600	338,100			
	97	290,400	338,700			
	98	291,300	339,200			
	99	292,200	339,700			
	100	293,100	340,200			
	101	294,000	340,800			
	102	294,700	341,300			
	103	295,400	341,800			
	104	296,100	342,300			
	105	296,900	342,900			
	106	297,400	343,400			
	107	297,900	343,900			
	108	298,400	344,400			
	109	298,900	345,000			
	110	299,300	345,500			
	111	299,700	346,000			
	112	300,100	346,500			
	113	300,500	347,100			
	114	300,900	347,600			
	115	301,300	348,100			
	116	301,700	348,600			
	117	302,100	349,200			
	118	302,500	349,700			
	119	302,900	350,200			
	120	303,300	350,700			
	121	303,600	351,300			
再任用職員		216,500	262,200	288,300	332,000	382,300

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600	444,700

再任職員以外の職員	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700	446,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900	446,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100	447,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300	448,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400	449,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200	449,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000	450,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800	451,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400	452,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100	452,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800	453,700
	48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500	454,500
	49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300	455,100
	50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000	455,900
	51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700	456,700
	52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400	457,500
	53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100	458,100
	54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800	
	55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500	
	56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200	
	57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800	
	58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500	
	59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200	
	60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900	
	61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400	
	62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000	
63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700		
64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400		
65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900		
66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400			
67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100			
68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800			
69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300			
70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900			
71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500			
72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100			
73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800			
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400			
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000			
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600			

77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300		
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900		
79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500		
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100		
81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800		
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400		
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000		
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600		
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300		
86		292,600	330,100	352,100			
87		292,900	330,400	352,500			
88		293,200	330,800	352,900			
89		293,600	331,300	353,400			
90		293,900	331,700	353,800			
91		294,200	332,100	354,200			
92		294,500	332,500	354,600			
93		294,900	333,000	355,100			
94		295,200	333,400	355,500			
95		295,500	333,800	355,900			
96		295,800	334,200	356,300			
97		296,200	334,400	356,800			
98		296,500	334,800	357,200			
99		296,800	335,200	357,600			
100		297,100	335,600	358,000			
101		297,500	335,800	358,500			
102		297,800	336,200	358,900			
103		298,100	336,600	359,300			
104		298,400	337,000	359,700			
105		298,700	337,200	360,200			
106			337,600				
107			338,000				
108			338,400				
109			338,600				
110			339,000				
111			339,400				
112			339,800				
113			340,000				
再任職員	187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700	372,100

備考 この表は、病院、診療所、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、レントゲン技術者、獣医師、病理細菌検査技術者その他の職員に適用する。

八 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	379,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	384,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	387,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	392,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	397,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500	399,600
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600	402,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700	404,400
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800	406,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000	409,200
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100	411,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200	413,600
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300	415,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400	417,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500	420,100
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600	422,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700	424,500
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900	426,500
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100	428,400
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300	430,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500	432,200
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500	434,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500	435,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500	437,400
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500	439,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500	440,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400	442,100
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300	443,700
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200	445,300
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900	447,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700	448,600
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500	450,200
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300	451,800
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200	453,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000	454,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800	456,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	457,800

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300	459,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000	460,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700	460,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300	461,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800	462,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400	463,700
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000	464,600
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600	465,500
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300	466,500
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900	467,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500	468,100
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100	468,900
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600	469,800
	54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100	470,600
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600	471,400
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100	472,200
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400	473,100
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300	
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200	
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100	
	61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000	
	62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900	
	63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800	
	64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700	
	65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600	
	66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400	
	67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200	
	68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000	
	69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800	
	70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900		
	71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600		
	72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300		
	73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100		
	74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700		
	75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300		
	76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900		
	77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500		
	78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100		
	79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700		
	80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300		
再任	81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800		
用職	82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400		
員以	83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000		
外の	84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600		
職員								

85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,400			
128	302,500	334,800			

129	302,700	335,100						
130	303,100	335,500						
131	303,500	335,900						
132	303,900	336,300						
133	304,100	336,600						
134	304,500	337,000						
135	304,900	337,400						
136	305,300	337,800						
137	305,500	338,100						
138	305,900	338,500						
139	306,300	338,900						
140	306,700	339,300						
141	306,900	339,600						
142	307,300	340,000						
143	307,700	340,400						
144	308,100	340,800						
145	308,300	341,100						
146	308,700	341,500						
147	309,100	341,900						
148	309,500	342,300						
149	309,700	342,600						
150	310,000	343,000						
151	310,300	343,400						
152	310,600	343,800						
153	311,000	344,100						
154	311,300							
155	311,600							
156	311,900							
157	312,300							
158	312,600							
159	312,900							
160	313,200							
161	313,600							
162	313,900							
163	314,200							
164	314,500							
165	314,900							
166	315,200							
167	315,500							
168	315,800							
169	316,200							
再任用職員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用する。

教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,800
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,700
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	427,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	429,500
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	431,400
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	433,300
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	435,200
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	437,100
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,900
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,700
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	442,600
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	444,500
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	446,300
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	448,200
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	450,100
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	452,000
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,800
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,700
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	457,600
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	459,500
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	461,300
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	463,200
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	465,100
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	467,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,900	468,800
	26	197,600	247,100	321,200	383,900	470,500
	27	199,300	249,900	323,600	385,900	472,200
	28	201,000	252,700	326,000	387,900	473,900
	29	202,500	255,500	328,400	389,800	475,700
	30	204,200	258,100	330,500	391,800	477,400
	31	205,900	260,700	332,700	393,800	479,000
	32	207,600	263,300	334,900	395,800	480,700
	33	209,200	265,700	337,100	397,700	482,400
	34	211,000	268,300	339,300	399,400	483,400
	35	212,800	270,800	341,500	401,200	484,400
	36	214,600	273,300	343,700	403,000	485,400
	37	216,300	275,800	345,900	404,600	486,500
	38	218,100	278,400	348,100	406,200	487,500
	39	219,900	281,000	350,300	407,800	488,500
	40	221,700	283,600	352,500	409,400	489,500
	41	223,600	286,100	354,700	411,100	490,600
	42	225,400	288,700	356,800	412,700	491,600
	43	227,200	291,200	358,900	414,300	492,600
	44	229,000	293,700	361,000	415,900	493,600
	45	230,900	296,000	363,100	417,600	494,700
	46	232,600	298,700	365,200	419,200	
	47	234,300	301,400	367,200	420,800	
	48	236,000	304,100	369,300	422,400	
	49	237,600	306,600	371,400	424,100	
	50	239,300	309,100	373,400	425,700	
	51	241,000	311,600	375,400	427,300	
	52	242,700	314,100	377,400	428,900	

再任職以の員
用員外職

53	244,100	316,500	379,400	430,600
54	245,800	318,700	381,200	432,200
55	247,400	320,900	383,000	433,800
56	249,100	323,100	384,800	435,400
57	250,600	325,400	386,600	437,100
58	252,200	327,600	388,300	438,700
59	253,800	329,800	390,000	440,200
60	255,400	331,900	391,700	441,800
61	257,000	334,100	393,400	443,500
62	258,600	336,300	394,900	445,100
63	260,200	338,500	396,400	446,700
64	261,700	340,700	397,900	448,300
65	263,200	342,900	399,400	450,000
66	264,900	345,100	400,900	451,600
67	266,500	347,300	402,400	453,200
68	268,200	349,500	403,900	454,800
69	269,700	351,500	405,400	456,400
70	271,200	353,600	406,800	458,000
71	272,700	355,700	408,200	459,600
72	274,200	357,800	409,600	461,200
73	275,500	359,800	411,000	462,700
74	276,900	361,800	412,400	463,700
75	278,300	363,800	413,800	464,700
76	279,700	365,700	415,200	465,700
77	281,100	367,700	416,600	466,500
78	282,300	369,400	418,000	467,500
79	283,500	371,100	419,300	468,500
80	284,700	372,800	420,700	469,500
81	286,000	374,500	422,100	470,300
82	287,200	376,000	423,400	
83	288,400	377,500	424,700	
84	289,600	379,000	426,000	
85	290,900	380,500	427,300	
86	292,100	382,000	428,500	
87	293,300	383,500	429,700	
88	294,500	385,000	430,900	
89	295,700	386,500	432,100	
90	296,900	387,900	433,200	
91	298,100	389,300	434,300	
92	299,300	390,700	435,400	
93	300,300	392,200	436,500	
94	301,500	393,500	437,600	
95	302,700	394,800	438,700	
96	303,900	396,100	439,800	
97	304,900	397,500	440,900	
98	306,000	398,600	441,700	
99	307,100	399,700	442,500	
100	308,200	400,800	443,300	
101	309,100	401,900	444,100	
102	310,200	403,000	444,700	
103	311,300	404,100	445,300	
104	312,400	405,200	445,900	
105	313,300	406,100	446,500	
106	314,200	407,100	447,100	
107	315,100	408,100	447,700	
108	316,000	409,100	448,300	

	109	317,000	410,000	448,900		
	110	317,600	410,900			
	111	318,200	411,800			
	112	318,800	412,700			
	113	319,500	413,400			
	114	320,000	414,200			
	115	320,500	415,000			
	116	321,000	415,800			
	117	321,600	416,600			
	118	322,100	417,400			
	119	322,600	418,100			
	120	323,100	418,900			
	121	323,700	419,700			
	122	324,200	420,200			
	123	324,700	420,700			
	124	325,200	421,200			
	125	325,800	421,600			
	126	326,200	422,100			
	127	326,600	422,600			
	128	327,000	423,100			
	129	327,300	423,500			
	130	327,700	424,000			
	131	328,100	424,500			
	132	328,500	425,000			
	133	328,700	425,400			
	134	329,000	425,900			
	135	329,300	426,400			
	136	329,600	426,900			
	137	330,000	427,300			
	138	330,200				
	139	330,500				
	140	330,800				
	141	331,100				
	142	331,400				
	143	331,700				
	144	332,000				
	145	332,300				
	146	332,600				
	147	332,900				
	148	333,200				
	149	333,400				
	150	333,700				
	151	334,000				
	152	334,300				
	153	334,500				
再任職員		234,900	278,900	308,300	337,300	423,800

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舍指導員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額はこの表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	413,400
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	415,000
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	416,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	418,200
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,900
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	421,500
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	423,100
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,700
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	426,200
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	427,600
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	429,000
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	430,400
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,800
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	433,200
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	434,600
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	436,000
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	437,300
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,700
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	440,000
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	441,400
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,700
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	444,100
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	445,500
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,900
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	448,200
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	449,500
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,800
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	452,100
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	453,400
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	454,600
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,800
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	457,000
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	458,200
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	459,100
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	460,000
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,900
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,800
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	462,700
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	463,600
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	464,500
	41	222,600	255,500	353,500	377,700	465,400
	42	224,400	258,100	355,300	379,300	466,300
	43	226,200	260,700	357,100	380,900	467,200
	44	228,000	263,300	358,900	382,500	468,100
	45	229,900	265,700	360,700	384,100	469,000
	46	231,600	268,300	362,400	385,700	
	47	233,300	270,800	364,100	387,300	
	48	235,000	273,300	365,700	388,900	
	49	236,700	275,800	367,400	390,400	
	50	238,400	278,400	369,100	391,900	
	51	240,100	281,000	370,800	393,400	
	52	241,800	283,600	372,500	394,900	

	53	243,100	286,100	374,200	396,500
	54	244,800	288,700	375,700	397,900
	55	246,400	291,200	377,200	399,200
	56	248,100	293,700	378,700	400,600
	57	249,600	296,000	380,200	402,100
	58	251,100	298,700	381,600	403,500
	59	252,600	301,400	383,000	404,900
	60	254,100	304,100	384,400	406,300
	61	255,700	306,600	385,800	407,600
	62	257,200	309,100	387,100	409,000
	63	258,700	311,600	388,400	410,400
	64	260,100	314,100	389,700	411,800
	65	261,400	316,500	391,000	413,000
	66	263,000	318,700	392,200	414,200
	67	264,600	320,900	393,400	415,400
	68	266,100	323,100	394,600	416,600
	69	267,800	325,400	395,800	417,700
	70	269,300	327,600	397,000	418,900
	71	270,800	329,800	398,200	420,100
	72	272,300	331,900	399,400	421,300
再任用職員	73	273,600	334,100	400,600	422,300
	74	274,900	336,300	401,700	423,100
	75	276,200	338,500	402,800	423,900
	76	277,500	340,700	403,900	424,700
	77	278,900	342,700	405,000	425,600
	78	280,100	344,600	406,000	426,400
	79	281,300	346,500	407,000	427,200
	80	282,500	348,400	408,000	428,000
	81	283,800	350,200	409,000	428,800
	82	285,000	352,000	409,800	429,500
	83	286,200	353,800	410,600	430,200
	84	287,400	355,600	411,400	430,900
	85	288,500	357,300	412,200	431,600
	86	289,500	359,000	413,000	432,300
	87	290,500	360,700	413,800	433,000
	88	291,500	362,400	414,600	433,700
	89	292,600	364,100	415,400	434,400
	90	293,500	365,400	416,100	435,100
91	294,400	366,800	416,800	435,800	
92	295,300	368,200	417,500	436,500	
93	296,000	369,700	418,100	437,000	
94	296,800	371,000	418,800	437,700	
95	297,600	372,300	419,500	438,400	
96	298,400	373,600	420,200	439,100	
97	299,300	375,000	420,900	439,600	
98	300,100	376,100	421,500		
99	300,900	377,200	422,100		
100	301,700	378,300	422,600		
101	302,600	379,500	423,100		
102	303,100	380,600	423,700		
103	303,600	381,700	424,300		
104	304,100	382,800	424,800		
105	304,600	383,800	425,300		
106	305,000	384,800	425,900		
107	305,400	385,800	426,500		
108	305,800	386,800	427,000		

	109	306,000	387,700	427,500		
	110	306,400	388,700			
	111	306,800	389,700			
	112	307,200	390,700			
	113	307,400	391,500			
	114	307,700	392,400			
	115	308,000	393,300			
	116	308,300	394,200			
	117	308,600	395,200			
	118	308,900	396,000			
	119	309,200	396,800			
	120	309,500	397,600			
	121	309,700	398,400			
	122	310,000	399,200			
	123	310,300	400,000			
	124	310,600	400,800			
	125	310,800	401,500			
	126		402,200			
	127		402,900			
	128		403,600			
	129		404,400			
	130		405,100			
	131		405,800			
	132		406,500			
	133		407,000			
	134		407,600			
	135		408,200			
	136		408,800			
	137		409,200			
	138		409,800			
	139		410,400			
	140		411,000			
	141		411,400			
	142		412,000			
	143		412,600			
	144		413,200			
	145		413,600			
	146		414,200			
	147		414,800			
	148		415,400			
	149		415,800			
再任用職員		226,000	275,500	303,200	330,400	413,400

備考

- この表は、小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第 2

特定任期付職員給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	3 7 6, 0 0 0
2	4 2 5, 0 0 0
3	4 7 8, 0 0 0
4	5 4 4, 0 0 0
5	6 2 1, 0 0 0
6	7 2 6, 0 0 0
7	8 5 0, 0 0 0

別記第 3

第 1 号任期付研究員の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	3 9 9, 0 0 0
2	4 6 0, 0 0 0
3	5 2 3, 0 0 0
4	6 0 9, 0 0 0
5	7 0 9, 0 0 0
6	8 1 0, 0 0 0